

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目25番8号  
I N E S T 株 式 会 社  
代表取締役社長 執行 健太郎

## 第26回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第15条の規定に基づき、第26回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<https://inest-inc.co.jp/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 事業報告の以下の事項

- ・「4. 新株予約権等に関する事項」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・「5. 会計監査人の状況」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・「6. 会社の体制および方針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

#### 2. 連結計算書類の以下の事項

- ・「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

#### 3. 計算書類の以下の事項

- ・「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

以 上

#### 4. 新株予約権等に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 当事業年度において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

##### 第1回新株予約権

|                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| 発行決議日                   | 2020年8月24日                      |
| 割当日                     | 2020年9月16日                      |
| 新株予約権の数                 | 12,110個                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数      | 普通株式 1,211,000株(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額              | 新株予約権1個当たり120円                  |
| 行使価格                    | 1株あたり73円                        |
| 権利行使期間                  | 2023年7月1日から2027年6月30日まで         |
| 新株予約権の行使の条件             | (注)                             |
| 役員の保有状況                 | 12,110個(3名)                     |
| うち取締役(監査等委員および社外取締役を除く) | 12,110個(3名)                     |
| うち社外取締役(監査等委員を除く)       | —                               |
| うち取締役(監査等委員)            | —                               |

##### (注) 新株予約権の行使の条件

- 本新株予約権者は、2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益(連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。)が、それぞれ以下の額を全て超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。  
2021年3月期 150百万円  
2022年3月期 200百万円  
2023年3月期 250百万円
- 2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。
- 上記1及び2に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、以下のいずれかに該当する場合その他相当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。  
(1) 本新株予約権者が当社子会社の監査役に就任した場合  
(2) 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合(但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記5に記載の場合に該当する場合を除く。)
- 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合(当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。)であって、本新株予約権に本新株予約権の行使を認めることが相当ではないと当社が合理的に判断したときは、当社は当社よりかかる通知を受けた新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

##### 第2回新株予約権

当社は2021年12月27日開催の取締役会において、2021年2月5日に発行いたしました行使価額修正条項付第2回新株予約権(行使要請条項・停止要請条項付)(以下「本新株予約権」といいます。)につきまして、2022年1月11日付で残存する本新株予約権の全部を取得し、取得後直ちに消却することを決議し、2022年1月11日において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却いたしました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬

55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、M&Aに関するデューデリジェンス業務および国際財務報告基準(IFRS)に関するアドバイザリー業務に対する対価を支払っております。

### (4) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制と運用状況

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (イ) コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および全従業員が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
- (ロ) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
- (ハ) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- (ニ) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
- (ホ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、取締役および監査等委員は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(イ) 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。  
(ロ) 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。  
(ハ) リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。  
・職務権限・意思決定ルールの策定および見直し  
・取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施  
・予算管理規程に基づく中長期計画の策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定および月次・四半期業績管理の実施  
・経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(イ) 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに子会社、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。  
(ロ) 当社内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言等を行うものとします。  
(ハ) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。  
(ニ) 当社は、当社および子会社（以下本号および(ヘ)において「グループ」といいます。）全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。  
(ホ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。  
(ヘ) 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。  
(ト) 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。  
(チ) 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的に子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
- ⑥ 監査等補助人の設置ならびに監査等補助人の独立性および監査等委員会の監査等補助人への指示の実効性の確保  
(イ) 当社は、監査等委員会から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する従業員（以下「監査等補助人」といいます。）を配置するものとします。

- (ロ) 監査等補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- (ハ) 監査等補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査等補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査等補助人は、監査等委員会の職務の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとします。
- (ニ) 取締役および従業員は、監査等委員会の要請により、以下の措置を講じるほか、監査等補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。
  - ・監査等補助人が、監査等委員会に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
  - ・監査等補助人が、監査等委員会に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。

⑦ 取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (イ) 取締役および従業員は、次に定める事項を監査等委員会に報告するものとします。
  - ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
  - ・内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - ・重大な法令定款違反
- (ロ) 子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査等委員会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。
- (ハ) 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとします。
- (ニ) 前三号に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。
- (ホ) 前号に伴い、監査等委員会は、取締役もしくは従業員または子会社の取締役、監査役もしくは従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査等委員会がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
- (ロ) 当社は、監査等委員会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査等委員会の監査業務に適した監査等委員会室を設置するものとします。なお、監査等委員会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- (ハ) 当社は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
- (ニ) 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に内部監査結果について協議および意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。
- (ホ) 当社は、社外取締役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査等委員会の合理的な要請により、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために当社と利害関係を有しない社外取締役が参加いたしました。その他に監査役会2回、監査等委員会を10回開催し取締役の職務執行の監査等を行いました。

- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役およびその他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換を行い、連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、以下のとおり業務の適正を確保するための活動を行っております。
- (イ) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。
  - (ロ) 当社の役職員に対して、コンプライアンス意識の醸成を高めることを目的としたコンプライアンス研修およびWEBテストを実施いたしました。
  - (ハ) 当社子会社における業務リスクを意識したモニタリングを実施し、また社内稟議のモニタリングの強化を図る等により、子会社の統制の有効性を高めてまいりました。

**(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

**(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。

しかしながら、業績および財務状況等を勘案いたしました結果、誠に遺憾ながら当期末の配当につきましては、見送りとさせていただきます。

当社は、成長中の企業であり更なる高成長をするための投資および財務体質の強化を行い、企業価値を高めることが株主の利益につながると考えております。

今後は、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針として、将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保の確保を図りつつ、業績および配当性向等を総合的に勘案して決定する所存であります。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社グループ(当社および連結子会社をいう。以下同じ。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

当社グループは、当連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSの移行日は2020年4月1日であります。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社ジョインアップ

Linklet株式会社(旧社名 日本企業開発支援株式会社)

株式会社アイ・ステーション

Renxa株式会社(旧社名 株式会社Patch)

株式会社LightUpALL

株式会社どうぶつでんき

日本企業開発支援株式会社は、2021年11月にLinklet株式会社へ商号変更し、株式会社Patchは2021年12月にRenxa株式会社へ商号変更いたしました。

非連結子会社はありません。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社メディカ・ソリューションズ

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 金融商品

##### (イ) 金融資産

##### a. 当初認識および測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産または償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

##### b. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### (i) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

なお、利息収益、為替差損益、減損および認識の中止時の利得または損失は純損益に認識いたします。

(ii) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の包括利益累計額に認識後、直ちに利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

c. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、連結財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産または譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、またはほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

d. 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体または一部分について回収できず、または回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(ロ) 金融負債

a. 当初認識および測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。



b. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、売買目的保有の金融負債であり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得および損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

c. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中の特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(ハ) デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定しております。

なお、デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

② 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めております。原価は、主として総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

③ 有形固定資産(使用権資産を除く)

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随するコスト、解体・除去および設置場所の原状回復コストの当初見積額を含めております。減価償却費は、償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。

償却可能額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |

資産の減価償却方法、見積耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ のれん

のれんは、取得対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に減損テストを実施しております。減損については「⑦ 非金融資産の減損」に記載しております。

⑤ 無形資産(リース資産を除く)

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

|        |    |
|--------|----|
| ソフトウエア | 5年 |
|--------|----|

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## ⑥ リース

### (借手側)

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された原資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか、またはリースを含んでいると判断しております。

契約がリースであるか、またはリースを含んでいると判断した場合、リース開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

使用权資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体および除去、原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用权資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。使用权資産は、リース期間または使用权資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。また、無形資産に係るリース、リース期間が12ヶ月以内の短期リースおよび原資産が少額のリースについては、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

## ⑦ 非金融資産の減損

### 有形固定資産および無形資産の減損

当社グループでは、期末に、有形固定資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末において、減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

## ⑧ 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金として認識する金額は、主に過去の実績等に基づき当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

### ・資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

## ⑨ 収益認識

IFRS第9号に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依じて）収益を認識する。

当社グループでは、「通信インフラサービス」、「ライフラインサービス」、「オフィスソリューションサービス」、「店舗ソリューションサービス」並びに「ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス」を主な事業としております。

顧客へ移転する事を約束した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、その基礎となる財又はサービスの履行義務の充足を一時点で認識し、また、特定のサービスの履行義務の充足を一定期間にわたり認識しています。

顧客に支払われる対価は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、取引価格から控除しています。

履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を表示しております。

#### ⑩ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### (イ) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

##### (ロ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは、翌連結会計年度から連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首からグループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税並びに税効果会計の会計処理および開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2 会計上の見積りに関する注記

### (1) のれんの減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|     | 当連結会計年度  |
|-----|----------|
| のれん | 1,666百万円 |

#### ② 会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末において、株式会社アイ・ステーションの支配を獲得した際に生じたのれん1,109百万円およびR e n x a株式会社(旧社名 株式会社P a t c h)の支配を獲得した際に生じたのれん556百万円を計上しております。当該のれんにつき、I F R Sに基づき年次の減損テストを実施し、減損損失の計上の要否について検討した結果、回収可能額がのれんの帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

減損テストにおける使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者によって承認された今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位または資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストにより現在価値に割引いて算定しております。なお、事業計画の期間を超えるキャッシュ・フローの見積りにおいて、成長率はゼロと仮定しております。また、当該事業計画に係る主要な仮定である販売数量の見積りには高い不確実性を伴います。

当連結会計年度においては、減損損失の計上は不要と判断しておりますが、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 58百万円   |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3 連結財政状態計算書に関する注記

### (1) 担保に提供している資産および担保に係る債務

#### 担保に提供している資産

|      |        |
|------|--------|
| 定期預金 | 100百万円 |
| 計    | 100百万円 |

#### 担保に係る債務

|               |        |
|---------------|--------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 102百万円 |
| 長期借入金         | 145百万円 |
| 計             | 248百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 62百万円

(3) 使用权資産の減価償却累計額および減損損失累計額 200百万円

### (4) 資産から直接控除した貸倒引当金

|               |      |
|---------------|------|
| 営業債権およびその他の債権 | 7百万円 |
| その他の非流動資産     | 8百万円 |

## 4 連結損益計算書に関する注記

重要な該当事項はありません。

## 5 連結持分変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類  | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>期末の株式数 |
|--------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 普通株式   | 65,016,425株       | 3,200,900株       | —                | 68,217,325株       |
| A種優先株式 | 22,710,000株       | —                | —                | 22,710,000株       |

(注) 新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式総数が3,200,900株増加しております。

### (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>期末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 普通株式  | 144株              | 96               | —                | 240株              |

### (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 3,250,800株

## 6 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、多岐にわたる事業を展開しており、事業を営む上で信用リスク、流動性リスク、市場リスク（価格リスクおよび金利リスク）などの様々な財務リスクにさらされております。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

#### ① 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権およびその他の金融資産において、取引先の信用リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

#### ② 流動性リスク

当社グループは、借入金および社債により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債の発行等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。また、余剰資金に関しては、流動性の高い金融資産で運用しております。

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動により金融商品の公正価値、将来キャッシュ・フローが変動するリスクであります。市場リスクには、価格リスクおよび金利リスクが含まれております。

##### (a) 価格リスク

当社グループは、主に業務上の関係を有する企業の株式等を保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されております。株式等については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先および取引金融機関との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (b) 金利リスク

当社グループは、有利子負債による資金調達を行っております。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利変動リスクにさらされております。当該リスクの管理に関して、金融機関毎の借入金利の一覧表を定期的に作成し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しています。

② 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は次のとおりです。

・株式

非上場株式については、純資産価値に基づく評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

・敷金および保証金

敷金および保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しております。

・借入金および未払金

借入金および未払金については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、レベル3に分類しております。

(3) 償却原価で測定する金融商品

当連結会計年度末における、償却原価で測定する金融商品は次のとおりです。以下を除き、帳簿価額は概ね公正価値に相当しているため、表中には含めていません。

|                  | 帳簿価額   | 公正価値   |
|------------------|--------|--------|
| 金融資産             |        |        |
| 敷金および保証金         | 440百万円 | 430百万円 |
| 金融負債             |        |        |
| 長期借入金(1年内返済予定含む) | 906百万円 | 895百万円 |
| 長期未払金(1年内返済予定含む) | 110百万円 | 109百万円 |

(4) 経常的に公正価値で測定している金融商品

当連結会計年度末における、経常的に公正価値で測定している金融商品は、次のとおりです。

|                           | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計   |
|---------------------------|------|------|------|------|
| 金融資産                      |      |      |      |      |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 |      |      |      |      |
| 株式                        | —    | —    | 6百万円 | 6百万円 |
| 合計                        | —    | —    | 6百万円 | 6百万円 |
| 金融負債                      |      |      |      |      |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債      | —    | —    | —    | —    |
| 合計                        | —    | —    | —    | —    |

(5) レベル3に分類される資産に関する定量的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されています。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しています。その結果は適切な権限者がレビューおよび承認しています。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

## 7 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

分解した収益とセグメント売上収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                |                        | 報告セグメント |        |       |
|----------------|------------------------|---------|--------|-------|
|                |                        | 法人向け事業  | 個人向け事業 | 計     |
| 主要なサービスライン     | 通信インフラサービス             | 963     | 882    | 1,845 |
|                | ライフラインサービス             | 480     | 2,150  | 2,630 |
|                | オフィスソリューションサービス        | 766     | 0      | 766   |
|                | 店舗ソリューションサービス          | 237     | —      | 237   |
|                | ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス | 689     | 294    | 983   |
|                | その他                    | 154     | 8      | 163   |
| 合計             |                        | 3,291   | 3,335  | 6,626 |
| 顧客との契約から認識した収益 |                        | 3,221   | 3,335  | 6,556 |
| その他の源泉から認識した収益 |                        | 69      | —      | 69    |

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース料収入が含まれています。

#### ① 通信インフラサービス

通信インフラサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、モバイルデバイスや通信回線サービス等の販売を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じて契約を交わし、当該財又はサービスを提供した時点で、履行義務を充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS第15号」という。)で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

「IFRS第15号」という。)で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

#### ② ライフラインサービス

ライフラインサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、ウォーターサーバーや新電力等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供した時点で、充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。

#### ③ オフィスソリューションサービス

オフィスソリューションサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、OA機器や照明、蓄電池等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、その財又はサービスを提供した時点で、充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

#### ④ 店舗ソリューションサービス

店舗ソリューションサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、LED、蓄電池等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、その財又はサービスを提供した時点で、充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

⑤ ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス

ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービスにおいては、顧客企業の営業・マーケティング活動に関連する業務の受託により、当社の人材による電話コンタクト、直接訪問、Webコンタクト等のチャネルを通じて、顧客企業に代わってエンドユーザーに対し商品・サービスのセールス、訪問のためのアポイントの獲得等を行っており、そのサービスが提供されるにつれて収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供するにつれて、履行義務が充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の金額は次のとおりであります。

|               |          |
|---------------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権 |          |
| 営業債権およびその他の債権 | 1,355百万円 |
| 契約負債          | 204百万円   |

契約負債は、主に履行義務につき顧客から委託を受け、サービス利用者の維持管理を行う業務に関する前受金であり、通常、当社がサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受領した場合に増加し、当社が履行義務を充足することにより減少いたします。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは、203百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は以下のとおりであります。

|              | 1年以内   | 1年超5年以内 | 5年超 | 合計     |
|--------------|--------|---------|-----|--------|
| モバイルデバイスサービス | 107百万円 | 83百万円   | —   | 191百万円 |
| OA機器サービス     | 11百万円  | —       | —   | 11百万円  |
| その他サービス      | 2百万円   | —       | —   | 2百万円   |

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

8 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分額 26円78銭  
 (2) 1株当たり当期損失 △0円65銭

9 重要な後発事象に関する注記

該当事項ありません。

(注) 連結注記表に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定額法によっております。
- ② 無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) 収益および費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表(5) 会計方針に関する事項 ⑨収益認識」と同一であります。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
- ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社は、翌事業年度から連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。  
なお、翌事業年度の期首からグループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

### 2 会計方針の変更に関する注記

（収益認識基準に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取られると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当該会計方針の変更による重要な影響はありません。

### 3 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額  
関係会社株式 2,281百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
株式会社アイ・ステーションに対する投資1,526百万円およびR e n x a 株式会社(旧社名 株式会社P a t c h)に対する投資501百万円は、超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額と比べて相当

高い価額で当該会社の株式を取得しております。したがって、対象となる関係会社の将来の事業計画に基づき、超過収益力の金額が減少し、将来にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り評価損を計上することになります。当事業年度においては、評価損の計上は不要と判断しておりますが、超過収益力を含めた実質価額の見積りは、経営者が作成した会社ごとの事業計画を基礎として見積もられ、事業計画における販売数量の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

当該見積り前提については、事業計画による実質価額が想定より減少した場合、翌事業年度の計算書類において評価損が発生する可能性があります。

#### 4 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 14百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

|          |        |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 63百万円  |
| ② 短期金銭債務 | 178百万円 |
| ③ 長期金銭債務 | 88百万円  |

(3) 担保に提供している資産および担保に係る債務

担保に提供している資産

|      |        |
|------|--------|
| 定期預金 | 100百万円 |
| 計    | 100百万円 |

担保に係る債務

|            |        |
|------------|--------|
| 1年内返済長期借入金 | 102百万円 |
| 長期借入金      | 145百万円 |
| 計          | 248百万円 |

#### 5 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |        |
|--------------|--------|
| ① 営業取引       |        |
| 売上高          | 573百万円 |
| 仕入高          | 1百万円   |
| その他の営業取引高    | 4百万円   |
| ② 営業取引以外の取引高 | 5百万円   |

#### 6 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類および総数

普通株式 240 株

#### 7 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損、投資有価証券評価損、資産除去債務および貸倒引当金の否認等であります。なお、回収可能性等を勘案した結果、評価制引当額を計上しております。

8 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

| 属性           | 会社等の名称      | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%)    | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容             | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------|-------------|------------------------------|---------------|-------------------|---------------|-------|---------------|
| その他の<br>関係会社 | 株式会社<br>光通信 | (被所有)<br>直接 36.0%<br>間接 0.4% | 資本提携          | 関係会社株式<br>購入代金の支払 | —             | 長期未払金 | 88            |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関係会社株式の売却および購入価額については、両者協議の上決定しております。  
2. 利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。

(2) 子会社および関連会社等

| 属性  | 会社等の名称            | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容             | 取引金額<br>(百万円) | 科目                             | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-------------------|---------------------------|---------------|-------------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| 子会社 | Linklet<br>株式会社   | 直接 100%                   | 役員兼務<br>資本提携  | ロイヤリティの受取<br>(注2) | 75            | 未払金<br>(注4)                    | 18            |
|     |                   |                           |               | 資金の返済             | 400           | —                              | —             |
|     |                   |                           |               | 被債務保証<br>(注6)     | 897           | —                              | —             |
| 子会社 | Renxa<br>株式会社     | 直接 100%                   | 役員兼務<br>資本提携  | ロイヤリティの受取<br>(注2) | 117           | 未払金<br>(注4)                    | 29            |
|     |                   |                           |               | 増資の引受け<br>(注5)    | 199           | —                              | —             |
|     |                   |                           |               | 資金の貸付             | 100           | 関係会社<br>長期貸付金                  | 100           |
|     |                   |                           |               | 被債務保証<br>(注6)     | 897           | —                              | —             |
| 子会社 | 株式会社<br>アイ・ステーション | 直接 100%                   | 役員兼務<br>資本提携  | ロイヤリティの受取<br>(注2) | 378           | 未払金<br>(注4)                    | 95            |
|     |                   |                           |               | 資金の貸付             | 400           | 関係会社<br>短期貸付金<br>関係会社<br>長期貸付金 | 200<br>200    |
|     |                   |                           |               | 被債務保証<br>(注6)     | 897           | —                              | —             |
| 子会社 | 株式会社<br>ジョインアップ   | 直接 100%                   | 役員兼務<br>資本提携  | 被債務保証<br>(注6)     | 248           | —                              | —             |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付および資金の借入の取引金額は、当事業年度における純増減額を記載しております。  
2. ロイヤリティの取引金額については、取引内容を勘案し双方協議の上、決定しております。  
3. 利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。  
4. 子会社から受け取ったロイヤリティの精算であります。  
5. 当社がRenxa株式会社の行った第三者割当増資を1株につき73,152円で引き受けたものです。  
6. 当社の借入金について、連帯保証を受けているものであります。なお、保証料の支払および担保の提供は行っていません。

## (3) 兄弟会社等

| 属性                   | 会社等の名称                         | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容             | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------------|--------------------------------|---------------------------|---------------|-------------------|---------------|----|---------------|
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 株式会社<br>プレミアムウォーター<br>ホールディングス | —                         | —             | 関係会社株式<br>購入代金の支払 | 67            | —  | —             |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関係会社株式の購入価額については、両者協議の上決定しております。  
2. 未払金の利率については、市場金利等を勘案して双方協議の上決定しております。

## 9 1株当たり情報に関する注記

|            |       |
|------------|-------|
| 1株当たり純資産額  | 8円09銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 0円71銭 |

## 10 収益認識に関する注記

連結注記表「7 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(注) 個別注記表に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。